

多摩川精機グループ 人権方針

1. 基本的な考え方

多摩川精機グループは、センサ・モータ・制御機器の開発、製造。販売を行う企業として、すべての事業活動において人権を尊重することを経営の最優先事項の一つと位置づけます。国際連合「ビジネスと人権に関する指導原則（UNGPs）」や国際労働機関（ILO）の国際労働基準、世界人権宣言などの国際的な人権規範を支持し、これらに基づき行動します。

2. 適用範囲

本方針は、多摩川精機株式会社および国内外のグループ会社のすべての役員・社員に適用するとともに、取引先・委託先・協力工場を含むサプライチェーン全体においても本方針の趣旨を共有し、人権尊重の取り組みを支援・推進していきます。

3. 人権尊重の重点事項

多摩川精機グループは、社内外に拘わらず、すべての人々が尊厳をもって働き、生活できる社会の実現を目指します。健全で安全な職場環境を守り、取引先や地域社会と共に持続的な成長を目指すため、次の事項を人権尊重の重点事項として取り組みます。

- ・ 強制労働・児童労働の排除
- ・ 結社の自由と団体交渉権の尊重
- ・ あらゆる差別・ハラスメントの禁止と非人道的な待遇の排除
- ・ 労働安全衛生の確保
- ・ 適正な労働時間管理と公正な処遇
- ・ 個人情報およびプライバシーの保護
- ・ 地域社会・環境への配慮

4. 人権デューデリジェンスの実施

多摩川精機グループは、人権に関するリスクを継続的に特定・評価・是正するために、人権デューデリジェンスを継続的に実施します。また、重大な人権影響が確認された場合には迅速に是正措置を講じ、その結果を関係者に適切に説明します。定期的に評価を行い、必要に応じて外部専門家の助言を受けます。

5. 情報開示と対話

多摩川精機グループは、人権尊重に関する取り組みや進捗、課題への対応について、適切な形で公開するとともに、ステークホルダーとの建設的な対話・協働を重視します。

6. 通報・相談体制

多摩川精機グループは、従業員および取引先からの人権に関する懸念・相談・通報を受け付ける為、弊社HPに設置している「コンプライアンス相談窓口」にて受け付け、不利益取扱いを禁止し、公正な対応を行います。

7. 教育と啓発

多摩川精機グループは、人権尊重の重要性を全社員が理解し、業務行動に反映できるよう、継続的な教育・研修を実施します。新入社員・階層別・管理職向け研修などを通じて、人権意識の定着を図ります。

8. 推進体制と見直し

人権尊重に対する取り組みは、経営企画部門および人事・総務部門を中心に全社横断的に推進します。本方針は社会情勢や国際規範の変化を踏まえ、定期的に見直しを行います。

9. 承認および公表

本方針は、2025年11月4日付の取締役会において承認されました。代表取締役社長名にて社内外に公表します。